

# 4-1 飼養等許可件数の推移(手続き数)

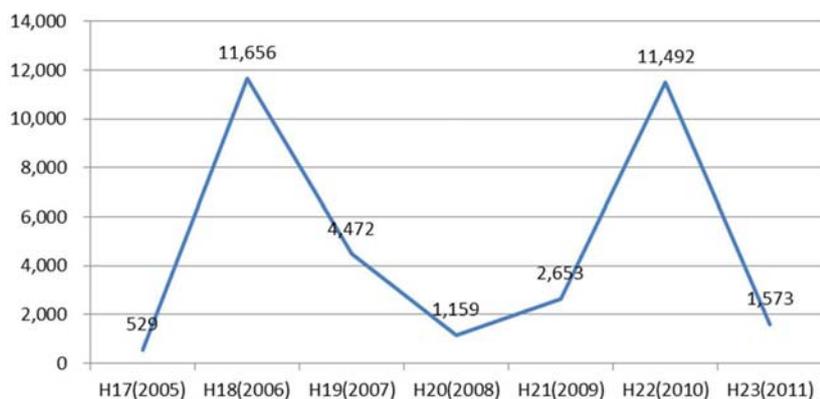
資料 4

地方環境事務所における年度別の飼養等許可申請の処理案件の概数

事務所	H17(2005)	H18(2006)	H19(2007)	H20(2008)	H21(2009)	H22(2010)	H23(2011)	合計
北海道(釧路事務所含む)	13	1,079	57	73	740	411	74	2,447
東北	28	796	50	100	432	326	61	1,793
関東	187	1,153	3,363	218	522	2,724	383	8,550
中部(長野事務所含む)	92	1,786	178	179	231	1,719	322	4,507
近畿	59	701	457	101	245	735	174	2,472
中国四国	62	2,467	136	218	234	2,244	172	5,533
九州(那覇事務所含む)	88	3,674	231	270	249	3,333	387	8,232
合計	529	11,656	4,472	1,159	2,653	11,492	1,573	33,534

※許可件数の時間的推移を把握できる様にするため、許可の更新案件も1件として数えている。

飼養等許可件数の年度別推移



●更新の時期等にあわせて多くの手続きが集中する。特にセイヨウオオマルハナバチの更新時期には、1万件を超える申請処理が発生している。

●全体の傾向としては一定数が継続して更新等手続きを行っている。

※環境省業務用データベース(外来生物飼養等情報データベースシステム)からの集計による

# 4-2 種別の飼養等許可件数(目的別)

●平成24年3月31日時点で有効な飼養等許可の総件数は、15,910件

●「学術研究」「展示」「教育」「生業の維持」「指定の際に現に飼養(愛玩・観賞等)」「その他(公益)」の目的別では、「生業の維持」が最も多く(14,099件)、そのほとんどがセイヨウオオマルハナバチであった(13,740件)。次いでモクズガニ属の156件。

●「生業の維持」目的以外では、「展示」「学術研究」「指定の際に現に飼養」「教育」「その他(公益)」の順に多い。

●「展示」では、アライグマが最も多く、ついでオオクチバス・ブルーギルであった。

●「学術研究」では、カニクイザルが最も多く、ついでアカゲザルであった。

●「教育」では、ウシガエルが最も多く、そのほとんどを占めていた。

●「指定の際に現に飼養」では、カミツキガメが最も多く約半数を占めていた。ついでアライグマであった。

●「その他」では、アライグマが最も多かった。(防除個体の引取等)

●セイヨウオオマルハナバチ以外では、ウシガエル、カミツキガメ、オオクチバス、アライグマ、モクズガニ属の順で多く、飼養等許可の対象となっている主な種であった。

※環境省業務用データベース(外来生物飼養等情報データベースシステム)からの集計による

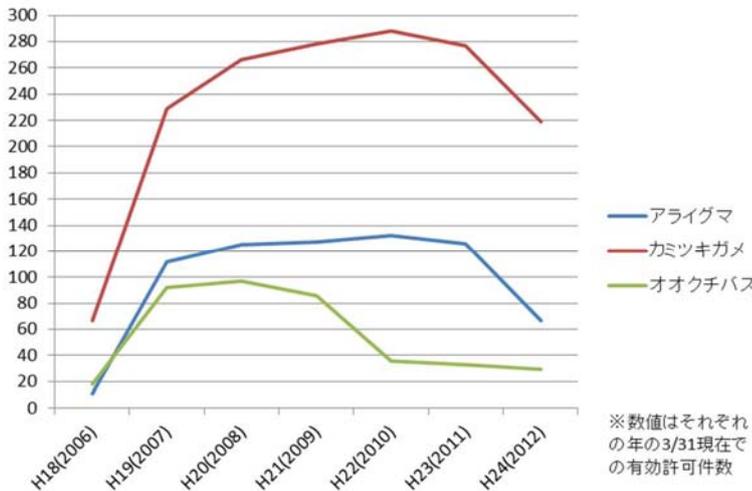
### 4-3 指定の際に現に飼養等していた飼養等許可件数の推移

アライグマ・カミツキガメ・オオクチバスの飼養等許可件数(「指定時に現に飼養」目的のもの)

	H18(2006)	H19(2007)	H20(2008)	H21(2009)	H22(2010)	H23(2011)	H24(2012)
アライグマ	11	112	125	127	132	126	67
カミツキガメ	67	229	266	278	288	277	219
オオクチバス	18	92	97	86	36	33	29

※それぞれの年の3/31時点での有効許可件数

飼養等許可件数の年度別推移



●愛玩・観賞目的での飼養等については指定の際に現に飼養等していた個体についてのみ許可し、新規での許可は行わないこととしている。このため、一定の時間経過により、許可件数は減少する想定。  
 ●いずれの種も、種指定から半年以上経過した後も許可件数が増加しているが、処理期間及び法規制の認識せずに飼養等していたものに対する処理(違反処理の上での許可)と考えられる。  
 ●オオクチバスについては、初回の更新の時期とともに半減している。カミツキガメ、アライグマについては、ゆるやかに減少の傾向にあるが、今後の更新時期等には飼養状況を確認する必要がある。

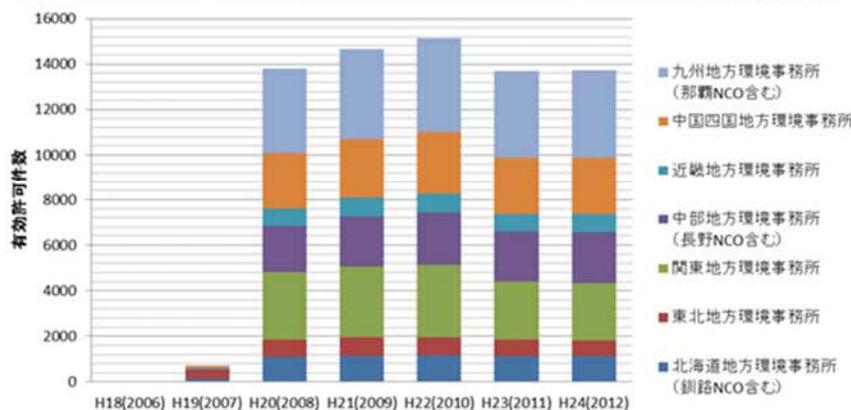
※2012年は更新手続き処理期間中に許可期限を経過している案件が含まれる可能性(5/8集計)があり、実際より少ない可能性がある。  
 ※指定はH18年であるが、申請が集中したために、処理が間に合わず許可の有効件数としてシステム上に登録されるまでにタイムラグがあったと考えられる。※環境省業務用データベース(外来生物飼養等情報データベースシステム)からの集計による

### 4-4 セイヨウオオマルハナバチ生業の維持の許可件数の推移

セイヨウオオマルハナバチの飼養等許可件数(「生業の維持」目的のもの)

	H18(2006)	H19(2007)	H20(2008)	H21(2009)	H22(2010)	H23(2011)	H24(2012)
北海道地方環境事務所 (釧路NCO含む)	2	127	1086	1149	1175	1122	1129
東北地方環境事務所	0	371	785	820	771	719	709
関東地方環境事務所	0	5	2938	3094	3183	2575	2502
中部地方環境事務所 (長野NCO含む)	0	40	2051	2212	2310	2187	2240
近畿地方環境事務所	0	27	746	807	823	770	776
中国四国地方環境事務所	1	113	2489	2618	2744	2503	2509
九州地方環境事務所 (熊本NCO含む)	0	27	3703	3977	4132	3825	3875
合計	3	710	13798	14677	15138	13701	13740

※それぞれの年の3/31時点での有効許可件数



●セイヨウオオマルハナバチの生業の維持の許可件数は、指定以降平成22年まで増加している。これは、農業を生業とみなした飼養等の許可等によるものと考えられる。  
 ●平成23年度以降はやや減少傾向である。

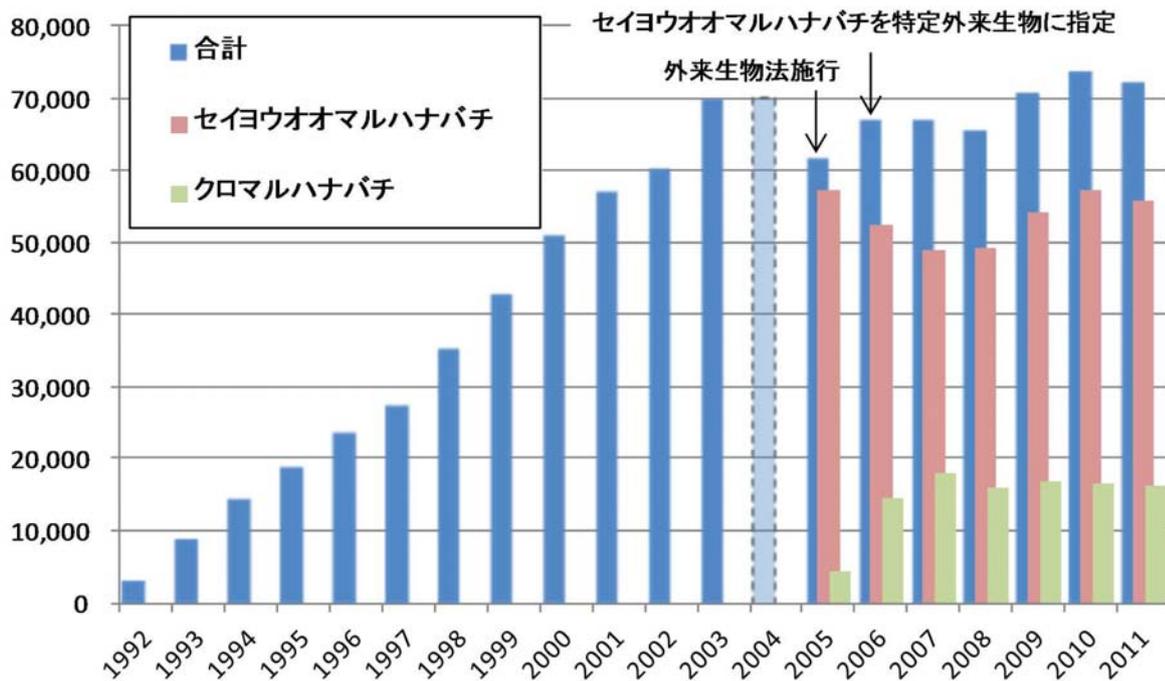
※2012年は更新手続き処理期間中に許可期限を経過している案件が含まれる可能性(5/8集計)があり、実際より少ない可能性がある。  
 ※指定はH18年であるが、申請が集中したために、処理が間に合わず許可の有効件数としてシステム上に登録されるまでにタイムラグがあったと考えられる。※環境省業務用データベース(外来生物飼養等情報データベースシステム)からの集計による

## 4-5 セイヨウオオマルハナバチの飼養等の現状について

マルハナバチ出荷数の推移

(マルハナバチ普及会、国立環境研究所調べに、環境省によるマルハナバチ普及会からの聞きとり結果を加筆)

単位:コロニー



※2004年の数値は不明の為、論文の記述にある約70,000コロニーを仮に示してある。

※2003年以前の出荷数は合計数としているが、そのほとんどがセイヨウオオマルハナバチと考えられる。

## 4-6 セイヨウオオマルハナバチの飼養等現地調査状況

### 【調査概要】

平成21～23年の各年度にセイヨウオオマルハナバチを飼養等する農家に対する現地指導を実施、許可の際の審査項目に沿った調査票に結果を記載した。

調査はセイヨウオオマルハナバチを飼養等している農家をランダムに抽出して実施した。調査実施にあたっては、できるだけ調査直前に農家に連絡し、立入りの了解を得るようにした。

### 【結果概要】

●全国で、平成21年度:80件、平成22年度124件、平成23年度178件の調査を実施。

●オリ型施設開口部(ハウスの天窓等)へのネットの適正な設置に関する不備が多く、平成23年度には調査対象の29%で不備が見つかった。(ネットを展開していないなど)

●オリ型施設(ハウス)の外部との出入口の戸が二重以上となっているかに関する不備が次いで多く、平成23年度には調査対象の26%で不備が見つかった。

●飼養許可標識の掲示、届出に関する不備は平成21年度から23年度まで通して高く、どの年度も約20%で不備が見つかった。

●その他、ネットの老朽化(やぶれ等)が平成21年度で11%、22年度で9%、23年度は16%で見つかった。

●どの項目についても、平成23年度が最も高い不適合率となった。



年々不適合率が高くなっている傾向があり、規制から一定期間が経過したことで、外来種に対する意識の低下がおこっていると考えられた。

逸出防止に係る施設に係る不備が多く、逸出に直接つながることなので、より一層の飼養等に関する指導を強化する必要がある

## 4-7 セイヨウオオマルハナバチ適正飼養のための取組

### ●飼養等許可者に対する注意喚起(平成21年度～)

セイヨウオオマルハナバチの飼養等に関する手続きを遅滞なく実施するよう、更新時期を迎えた飼養等許可者にはお知らせを送付し、手続きの実施を促している。

### ●セイヨウオオマルハナバチの生産・流通業者、農協等への注意喚起(平成22年度)

・セイヨウオオマルハナバチの違法売買や違法飼養の防止のため、生産・流通業者及び申請とりまとめ者(農協)に対して、改めて外来生物法に係る周知徹底について、文書による注意喚起を実施。(環境省)

具体的には、

- ・特定外来生物を販売する際には、事前に販売先の許可取得状況について必ず確認を行うこと
- ・基準の細目(告示)等を遵守しない飼養等を行った場合には、違法行為となること
- ・引き続き飼養等を行う場合には、更新の手続きを行うこと 等。

・「農業技術の基本指針」に外来生物法の説明、申請等手続きや逸出防止の徹底、在来マルハナバチの使用も検討することなどについて記載。

さらに、これらの内容について、農業関係者に対して農政局・都道府県を經由し文書により通知。(農林水産省)

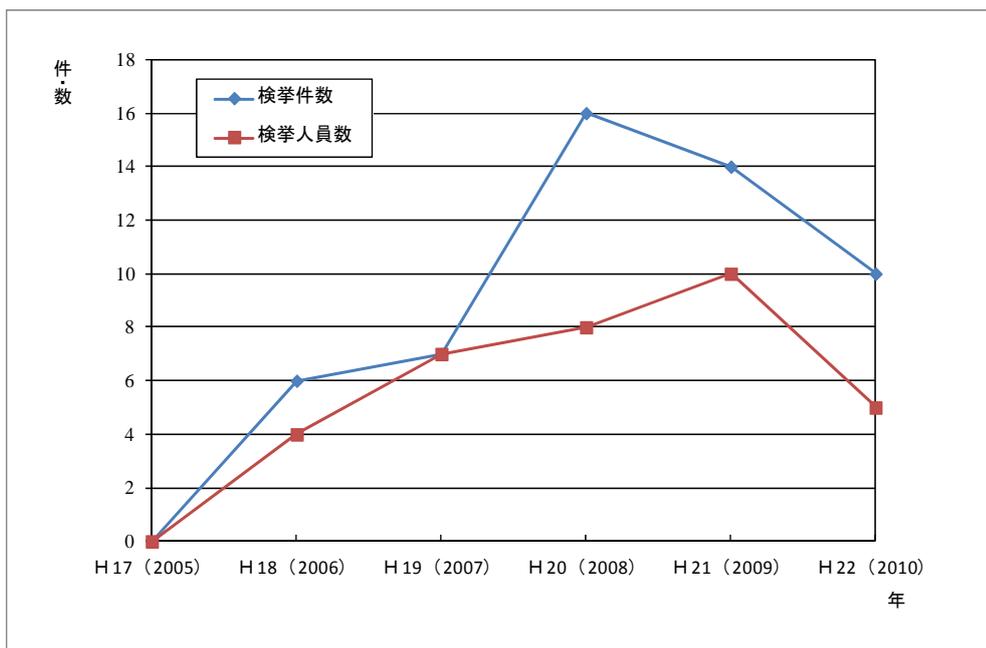
### ●セイヨウオオマルハナバチの生産・流通業者による指導

セイヨウオオマルハナバチの生産・流通業者においても資料を作成し、農家等に対し、外来生物法の手続き等に関する普及啓発等を実施。

## 4-8 外来生物法違反による検挙数の推移

外来生物法違反による検挙数の推移

検挙件数	17年		18年		19年		20年		21年		22年		計	
	件数	人員	件数	人員										
	0	0	6	4	7	7	16	8	14	10	10	5	43	29



## 自然関連の特別法違反による送致件数等

### 外来生物法

年	送致件数	書類送致人員数	身柄送致人員数
H17 (2005)	0	0	0
H18 (2006)	6	4	0
H19 (2007)	7	4	3
H20 (2008)	16	7	1
H21 (2009)	14	9	1
H22 (2010)	10	5	0
合計	53	33	5

### 狩猟(鳥獣等保護法)

年	送致件数	書類送致人員数	身柄送致人員数
H17 (2005)	501	390	9
H18 (2006)	775	526	20
H19 (2007)	943	673	14
H20 (2008)	926	642	11
H21 (2009)	878	650	7
H22 (2010)	773	563	5
合計	4796	3498	66

### 種の保存法

年	送致件数	書類送致人員数	身柄送致人員数
H17 (2005)	29	12	6
H18 (2006)	70	28	7
H19 (2007)	41	8	4
H20 (2008)	27	14	5
H21 (2009)	18	8	4
H22 (2010)	15	15	4
合計	200	107	30

### 動物愛護管理法

年	送致件数	書類送致人員数	身柄送致人員数
H17 (2005)	78	64	5
H18 (2006)	91	77	2
H19 (2007)	92	73	8
H20 (2008)	112	103	5
H21 (2009)	121	101	5
H22 (2010)	119	106	3
合計	613	544	28

### 自然公園法

年	送致件数	書類送致人員数	身柄送致人員数
H17 (2005)	13	12	0
H18 (2006)	10	5	3
H19 (2007)	11	14	2
H20 (2008)	8	7	0
H21 (2009)	12	17	1
H22 (2010)	9	7	2
合計	63	67	8

出典:警察庁HP 統計資料より(<http://www.npa.go.jp/toukei/index.htm#sousa>)

特定外来生物の飼養等許可件数について（目的別表示）（平成24年3月31日時点有効許可件数）

	フクロギツネ	タイワンザル	カニクイザル	アカゲザル	ヌートリア	クリハラリス（タイワンリス）	トウワブハイイロリス	アライグマ	カニクイアライグマ	ジャワマンングース	シママンングース	キヨン	ハリネズミ属	タイリクモモンガ	キタリス	マスカラット	アメリカミンク	アキシスジカ属	シカ属	ダマシカ属	シフゾウ	ガビチョウ	カオジロガビチョウ	カオグロガビチョウ	ソウシチヨウ	カミツキガメ	グリーンアノール	ブラウンアノール	ミナミオオガシラ	タイワンスジオ	タイワンハブ	アノリス・アングズテイ	ケブス	ミドリオオガシラ	マングロープヘビ	キューバズツキガエル	アカボシヒキガエル	ウシガエル	シロアゴガエル	オオヒキガエル	コノハヒキガエル
学術研究	1	4	110	67	1	0	0	6	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	3	1	1	0	0	4	0	0	0	0	0	46	1	2	0	
展示	6	5	11	14	5	11	3	76	0	2	3	11	3	3	7	1	2	7	20	13	4	3	0	0	7	56	2	0	0	3	0	0	0	0	0	0	1	33	1	4	1
教育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	307	1	1	0
生業の維持	1	1	18	8	1	1	1	2	1	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	1	2	5	1	1	1	2	2	0	0	0	0	0	0	42	0	0	0
指定の際現に飼養	7	1	5	2	1	0	0	67	0	0	0	0	1	9	6	0	0	0	0	1	0	2	0	0	18	219	0	0	0	2	0	0	1	1	1	0	2	0	2	0	
その他	0	0	1	0	0	0	0	14	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
計	15	11	145	91	8	12	4	165	2	6	3	12	5	12	15	1	2	7	20	15	4	6	1	1	27	292	6	2	2	7	2	4	1	1	1	1	431	3	9	1	

	チャネルキヤットフィッシュ	ブルーギル	コクチバス	オオクチバス	ノーザンバイク	カダヤシ	ストライトバス	ケツギョ	コウライケツギョ	ハイイロゴケグモ	セアカゴケグモ	アスタクス属	ウチダザリガニ	ケラクス属	モクズガニ属	アルゼンチンアリ	コカミアリ	ヒアリ	アカカミアリ	セイヨウオオマルハナバチ	ヤマヒタチオビ	カワヒバリガイ属	ミズヒマワリ	ナガエツルノゲイトウ	ブラジルチドメグサ	オオキンケイギク	オオハンゴンソウ	ナルトサワギク	オオカワヂシャ	アレチウリ	オオフサモ	スバルテイナ・アングリカ	ポタンウキクサ	アヅラ・クリスタタ	計
学術研究	4	26	7	20	1	6	0	0	0	1	4	0	6	1	1	11	1	1	1	23	1	5	3	1	2	4	5	5	3	15	6	1	9	4	432
展示	12	73	17	73	1	37	1	5	3	0	2	0	14	5	0	0	0	0	0	0	0	5	1	1	1	2	0	1	1	5	0	8	2	588	
教育	0	12	1	8	0	8	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	353
生業の維持	43	3	1	43	0	1	7	0	0	0	0	1	4	1	156	0	0	0	0	13,740	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	14,099
指定の際現に飼養	1	11	1	29	0	1	0	0	1	0	0	0	3	16	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	415	
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	23	
計	60	125	27	173	2	53	8	5	4	1	6	1	34	23	157	11	1	1	1	13,768	1	5	8	3	3	6	7	5	4	16	13	1	18	6	15,910

※目的毎に許可件数が最大となった種類（下記）について、セルをグレーで表示している。

- ・学術研究 カニクイザル（110件）
- ・展示 アライグマ（76件）
- ・教育 ウシガエル（307件）
- ・生業の維持 セイヨウオオマルハナバチ（13,740件）
- ・指定の際現に飼養 カミツキガメ（219件）
- ・その他 アライグマ（14件）